

監査指導部指定担当からのお知らせ

1. 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算に係る届出等（必ず[神戸市ホームページ](#)をご確認ください）

（1）前年度と同じ区分で引き続き算定する場合

- ⇒ 処遇改善計画書（Excel ファイルの所定様式）を、**令和4年4月15日**までに提出してください。
今回から、**e-KOBE（神戸市スマート申請システム）による受付**を行います。
手続の詳細は、別途お知らせします。提出漏れのないようご注意ください。

（2）新規に算定する場合、または前年度と異なる区分で算定する場合

- ⇒ 処遇改善計画書のほか、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等が必要です。
こちらは、引き続き**郵送（神戸市福祉局監査指導部宛）による受付**となります。
4月からの算定にかかる提出期限は、（1）と同様、**令和4年4月15日**です。

（3）注意事項

- 算定要件に十分に留意してください（下記は一例です）。
 - ・ 賃金改善に要する額が処遇改善加算等による収入を上回ること
 - ・ 各算定区分に応じたキャリアパス要件に適合していること
 - ・ 特定処遇改善加算において、経験・技能ある介護職員以外への配分を行う場合は、配分割合を満たすこと。
- 神戸市ホームページからダウンロードできる計画様式は、不備がある場合にエラーが出るようチェック機能が付いております。要件をご確認いただく上でも大変便利です。是非ご活用ください。
- 処遇改善加算の加算ⅣおよびⅤは廃止されます（令和4年3月末で経過措置が終了）。当該加算を算定している事業所は、加算Ⅰ～Ⅲの取得に努めてください。
- **年度途中での算定、区分変更の場合の提出期限は、算定開始日の前々月末日**ですのでご注意ください。
（例：10月1日から算定の場合、8月末日必着）

(4) 今後の動向について

令和4年度中の報酬改定により、処遇改善加算に係る制度見直しの可能性があります。現時点では詳細は不明です。必要な手続きが生じる場合には、別途お知らせします。

※令和4年2月から9月が対象期間である、「介護職員処遇改善支援補助金」については、申請窓口は兵庫県です。
詳細については、兵庫県のホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shogukaizenhojokin.html>) を参照ください。
なお、申請の要件となる、「処遇改善加算 (Ⅰ) ~ (Ⅲ)」の取得に係る届出の神戸市での受付は、既に終了しております。

(参考) 神戸市ホームページ「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について (介護保険サービス事業者)」

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/sogojigyo_todokede/syoguukasan.html

2. 更新申請及び変更届の提出について

神戸市では、更新申請及び変更届に関して、いくつかの質問に答えるだけで必要な申請書、添付書類が一覧で表示されるとともに、必要な申請書等を一括でダウンロードもできる「**神戸市介護事業者手続きガイド**」を作成しています。

提出に際して必要な書類のチェックリストも同時にダウンロードできる便利なシステムですので、ぜひご利用をお願いします。

【指定更新】 <https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-update> 【変更届】 <https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-change>

なお、更新申請及び変更届は、令和3年4月より、**神戸市行政事務センター**にて受付を行っております。

<送付先：**郵送受付のみ。持込不可**>

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階 神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

※特定施設入居者生活介護・介護老人保健施設・介護医療院に係る一部の変更事項については、変更前に指定・許可事項の変更申請をし、承認を受ける必要があります。この場合の書類送付先は、神戸市福祉局監査指導部ですのでご注意ください。

(参考) 神戸市ホームページ「指定介護サービス事業者の変更届、廃止・休止届について」

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/henkou_todoke.html

3. 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の員数について

令和3年4月より、運営規程等に記載する従業員の員数について、「●●人以上」と記載することも可能としています。単に最低基準を満たす員数を記載するのではなく、算定している加算や利用者数により必要とされる員数以上の数を記載するようにしてください。

なお、運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、年1回以上の届出があれば、変更の都度届け出る必要はありません。

(参考) 神戸市ホームページ「指定介護サービス事業者の変更届、廃止・休止届について」

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/henkou_todoke.html

4. 介護サービスの公表に係る報告について

介護サービス情報公表制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を、国が一元管理するシステムによりインターネット上で公表しているものです。

対象となる介護サービス事業所・施設は、年1回、直近の介護サービス情報の報告が義務付けられています。令和3年度報告が未了の事業所（対象事業所には通知済）は、必ずインターネット上の「介護サービス情報公表システム」から報告してください。

令和4年度の報告については、市から対象事業所に案内を送付しますので、案内に沿って報告してください（10月頃予定）。

※現在、厚生労働省において、当システムを活用した指定申請等の電子化に向けた準備が進められています。

神戸市における導入時期は現時点では未定です。

(参考) 神戸市ホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/kaigoservicejoho.html>

5. 業務管理体制の届出の確認

- ・神戸市ホームページに、登録事業者の法人番号一覧を掲載しています。
<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/11091/gyoumukanritaiseiichiran.pdf>
- ・神戸市に届出義務のある事業者（下表参照）は、一覧を確認のうえ、①届出を行っていない場合や、②所在地・代表者等に変更がある場合は至急届け出てください。届出書類の様式は下記ホームページを参照してください。
- ・届出は事業所ごとではなく、**法人ごと**となっていますので、区分に応じて届け出てください。

区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県

(参考) 神戸市ホームページ「介護保険法に基づく業務管理体制の整備」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shidoukansa/gyomukannri-todoke.html>

6. メールアドレス登録のお願い

神戸市では、新型コロナウイルス感染症や防災、報酬改定に伴う手続等に関する情報について、ホームページに掲載するほか、登録のある全事業所・施設宛に電子メールによる情報提供を行っております。

メールアドレスの登録を行っていない場合や、変更の手続を行っておらずメールが届かなくなっている場合は、**変更届**にてメールアドレスの登録を行ってください。

なお、アドレスの反映には一定の期間を要するため、可能な限り**変更の可能性の低いアドレス（事業所共用アドレス等）**を登録いただくことを推奨します。

(参考) 神戸市ホームページ「指定介護サービス事業者の変更届、廃止・休止届について」

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/henkou_todoke.html